平成２９年（フ）第５５８号
栃木県宇都宮市インターパーク１丁目14番地20
債務者　鈴木　章浩
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹澤　一郎
4　破産債権の届出期間　平成30年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８１９号
千葉県松戸市上本郷4222番地の４
債務者　大塚　一郎
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福富美穂子
4　破産債権の届出期間　平成30年１月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第９３２６号
東京都荒川区南千住４－７－３－3602、住民票上の住所東京都台東区竜泉１丁目21－８
債務者　根本　宏明
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　　理
4　破産債権の届出期間　平成30年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３１号
広島市安佐南区川内５丁目１番68号
債務者　中村　令子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　秀則
4　破産債権の届出期間　平成30年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月21日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７０６号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番６－407号
債務者　伊藤　直子（旧姓信岡）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩岡　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７０９号
北九州市若松区青葉台南１丁目12番１号
債務者　提水流　弘
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１０３４号
京都府向日市寺戸町古城６番地の90
債務者　原　　正幸
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬杉安沙子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９９号
京都市北区大宮東総門口町39番地　シャトルさわだ　206号
債務者　小松　雄一
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　俊幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９２６号
仙台市若林区上飯田４丁目２－５、住民票上の住所仙台市青葉区鷺ケ森２丁目22番38号グレース鷺ケ森201
債務者　酒井　智宏
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　優介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月８日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３１号
宮城県石巻市のぞみ野５丁目12番地　市営新沼田第一復興住宅Ａ－503号、前住所岩手県岩手郡岩手町大字川口第12地割19番地６　スカイハイツＣ棟101号
債務者　岡沢　　賢
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　彰二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１６８号
滋賀県東近江市蒲生堂町328番地535
債務者　北村　空悟
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂梨　勝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第６７４号
（前住所）広島市西区中広町３丁目９番22号３Ｆ
債務者　前野　隆治
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺本　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６８２号
北九州市八幡西区藤田４丁目１番19号（503号）
債務者　中松　理恵（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７０７号
北九州市小倉北区宇佐町２丁目11番５号（コーポ坪根106号）
債務者　植地壽美子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３１４号
函館市桔梗２丁目１番６号
債務者　村川　美鳥（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３２９号
函館市駒場町４番１－104号
債務者　辻村　和子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
函館地方裁判所